

法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会 第3回会議配布資料	7
----------------------------------	---

被害者等からの刑事手続等への関与 に関する要望についての調査結果

1 調査の概要

法務省刑事局において、全国の地方検察庁に対し、令和8年2月1日から同年7月31日までを調査対象期間として、以下の6項目に該当する事例について回答を求めたもの。

- ① 被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、公判前整理手続又は期日間整理手続（以下「公判前整理手続等」という。）に付された事件において公判前整理手続等又は打合せについて参加又は傍聴に関する要望を受けた事例
- ② 被害者等による心情等の意見陳述が実施された事例
- ③ 被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被害者参加制度の対象犯罪ではない犯罪に係る被告事件について同制度の利用の可否を尋ねられた事例
- ④ 被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被害者等による公判手続の傍聴に際して遮蔽措置又はビデオリンク方式の利用に関する要望を受けた事例
- ⑤ 被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被害者等及び当該被害者の法定代理人以外の者による公判手続の優先的な傍聴に関する要望を受けた事例
- ⑥ 被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、医療観察審判の傍聴に際して付添い、遮蔽措置又はビデオリンク方式の利用に関する要望を受けた事例

2 調査結果

(1) 公判前整理手続等又は打合せについて参加・傍聴に関する要望を受けた事例について（前記1①）

回答があった事例はなかった。

(2) 被害者等による心情等の意見陳述が実施された事例について（前記1②）

回答があった事例の件数は680件であり、そのうち被害者参加制度の対象犯罪ではない犯罪に係る被告事件におけるものは215件であった。

その詳細については別紙のとおり。

(3) 被害者参加制度の対象犯罪ではない犯罪に係る被告事件について同制度の利用の可否を尋ねられた事例について（前記1③）

回答があった事例の件数は7件であり、罪名の内訳は、

- ・ 脅迫罪が1件
- ・ 詐欺罪が1件
- ・ 業務上横領罪が1件

- ・ 性的姿態等撮影罪が 1 件
- ・ 迷惑行為防止条例違反が 1 件
- ・ 児童福祉法違反が 2 件

であった。

(4) 公判手続の傍聴に際して遮蔽措置又はビデオリンク方式の利用に関する要望を受けた事例について（前記 1 ④）

回答があった事例の件数は 14 件であり、その内訳は、

- ・ 検察官から裁判所に要望を伝えたものの、要望に係る措置が実施されなかったものが 11 件
- ・ 検察官から裁判所に要望を伝えたものの、回答時点で裁判所の対応が未定であったものが 2 件
- ・ 被害者等が再検討中であり、回答時点で検察官から裁判所に要望を伝えていなかったものが 1 件

であった。

実施されなかった要望に係る措置の内訳は、

- ・ 遮蔽措置が 8 件
- ・ ビデオリンク方式が 2 件
- ・ 遮蔽措置及びビデオリンク方式が 1 件

であった。

(5) 被害者等及び当該被害者の法定代理人以外の者による公判手続の優先的な傍聴に関する要望を受けた事例について（前記 1 ⑤）

回答があった事例の件数は 57 件であり、その内訳は、

- ・ 検察官から裁判所に要望を伝えたところ、優先傍聴の配慮がなされたものが 45 件
- ・ 検察官から裁判所に要望を伝えたものの、優先傍聴の配慮がなされなかったものが 6 件
- ・ 検察官から裁判所に要望を伝えたものの、回答時点で裁判所の対応が未定であったものが 3 件
- ・ 回答時点で検察官から裁判所に要望を伝えていなかったものが 2 件
- ・ 検察官から裁判所に要望を伝えなかったものが 1 件（注）

であった。

優先傍聴の配慮がなされた者としては、

- ・ 被害者の子の配偶者
- ・ 被害者の大叔母
- ・ 被害者の妻の義妹
- ・ 被害者の法定代理人の内縁の夫
- ・ 被害者の交際相手
- ・ 被害者等から委託を受けた弁護士

- ・ カウンセラー
- ・ 被害者支援員（公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた民間の被害者支援団体の職員）

等があり、優先傍聴の配慮がなされなかった者としては、

- ・ 被害者の友人・知人
- ・ 被害者の交際相手
- ・ 被害者の母親の義妹
- ・ 被害者の伯父母

等があった。

（注）被告人の前刑に係る事件の被害者の親族が優先傍聴を要望したもの

(6) 医療観察審判の傍聴に際して付添い、遮蔽措置又はビデオリンク方式の利用に関する要望を受けた事例（前記1⑥）

回答があった事例はなかった。

別紙 被害者参加制度の対象犯罪ではない犯罪に係る被告事件について、被害者等による心情等の意見陳述が実施された件数（罪名別）

	罪名	令和８年２月～７月の間の 心情等の意見陳述の実施件数（注１）		（イ） 令和７年の 公判請求の件数 （注３）	参考 （ア）×12/6/（イ）
			（ア） そのうち、非対象犯罪に係 る被告事件だけで実施され たもの（注２）		
1	公務執行妨害	1	0	304	0.0%
2	現住建造物等放火	3	2	91	4.4%
3	住居侵入	32	12	1,404	1.7%
4	１６歳未満の者に対する面会・映像送信要求等	5	0	15	0.0%
5	死体遺棄	5	0	99	0.0%
6	暴行	13	6	723	1.7%
7	脅迫	2	1	264	0.8%
8	強要	9	4	141	5.7%
9	名誉毀損	2	2	56	7.1%
10	窃盗	19	16	24,161	0.1%
11	常習累犯窃盗	1	1	1,229	0.2%
12	強盗	3	2	196	2.0%
13	昏酔強盗	1	1	7	28.6%
14	詐欺	22	17	7,870	0.4%
15	背任	1	1	87	2.3%
16	恐喝	3	3	440	1.4%
17	業務上横領	4	4	596	1.3%
18	器物損壊	8	6	522	2.3%
19	ストーカー行為等の規制等に関する法律違反	5	5	235	4.3%
20	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反	15	2	347	1.2%
21	性的姿態等撮影	33	16	1,164	2.7%
22	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律違反	1	1	19	10.5%
23	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反	1	1	20	10.0%
24	暴力行為等処罰に関する法律違反	1	0	260	0.0%
25	道路交通法違反	17	1	7,170	0.03%
26	覚醒剤取締法違反	1	0	7,622	0.0%
27	迷惑行為防止条例違反	6	5	（注４）524	1.9%
28	青少年保護育成条例違反	1	0	70	0.0%
	合計	215	109	55,636	0.4%

（注１）心情等の意見陳述を行った被害者等ごとに１件として計上した。ただし、一人の被害者について複数の者が心情等の意見陳述を行った場合には１件として計上し、一人の被害者等が複数の罪名について心情等の意見陳述を行った場合には、罪名ごとに１件として計上した。

（注２）被害者参加制度の対象犯罪に係る被告事件と合わせて心情等の意見陳述が実施された事例もあるところ、（ア）欄には、同制度の対象犯罪ではない犯罪に係る被告事件だけで心情等の意見陳述が実施された件数を計上した。

（注３）令和７年検察統計による。

（注４）「迷惑行為防止条例違反」の欄の「令和７年の公判請求の件数」欄の数字は、令和７年検察統計上の「８ 罪名別 被疑事件の既済及び未済の人員 一自動車による過失運転致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く一」における「地方公共団体条例（公安条例及び青少年保護育成条例以外の条例）」の欄の件数を記載したものである。そのため、迷惑行為防止条例違反以外の条例違反に係る公判請求の件数が含まれている可能性がある。